当社製みなし表示付認証機器ECD（旧表示付ECD）を
ご使用の皆様への重要なお知らせ

株式会社 島津製作所 三条工場
（販売業届出番号　販第122号
許可番号　　　　　使第362号）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律六十九号。以下「改正法」という。）が平成17年6月1日から施行されました。

この施行に併せて，改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和二十二年法律百六十七号。以下「旧法」という。）のもとで制定されたガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに係る放射線障害の防止に関する技術上の基準等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第九号）は廃止され，従来の**表示付ECDの制度は終了**しました。

ただし，旧法のもとで行われた表示付ECDにかかわる届出は，以下の使用・保管・運搬に関する条件（認証条件）を満たしていれば，改正法の「表示付設計認証機器」にかかわる届出とみなされますので，引き続きお使いいただくことができます。（みなし表示付認証機器）

表示付認証機器について告示等で表示の有効期限が定められておりませんが，当社では表示付ECDの有効期限を5年としており，みなし表示付認証機器の有効期限は既に終了しています。

表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器の認証条件を定める告示
（平成十七年文部科学省告示第七十五号）より引用

（使用の条件）

1. 同一の者が，**年間2000時間**を超えてガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（以下「ディテクタ」という。）から**50cm**以内に接近しないこと。
2. ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取りはずさないこと（ディテクタを交換する場合を除く。）
3. ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。
4. ディテクタ及びキャリアガス（試料成分を展開溶出するガスをいう。以下同じ。）の温度が350℃を超えないこと。
5. キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと。
6. ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。

（保管の条件）

ガスクロマトグラフを設置する部屋に**施錠**すること，ディテクタをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じて保管すること。

（運搬の条件）

ディテクタを運搬する場合は，開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有している容器を用いること。

旧法第三条の二　（使用の届出）

表示付放射性同位元素装備機器（第十二条の四第二項の規定により表示が付されている放射性同位元素装備機器をいう。以下同じ。）又は密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のもの（以下次項までにおいて単に「密封された放射性同作元素」という。）を使用しようとする者は，政令で定めるところにより，あらかじめ，表示付放射性同位元素装備機器を使用する場合にあっては表示付放射性同位元素装備機器の承認番号（当該放射性同位元素装備機器に係る第十二条の二第一項の承認の番号をいう。次項において同じ。）及び台数，使用の場所並びに当該表示付放射性同位元素装備機器を設置する施設（以下単に「機器設置施設」という。）の位置，構造及び設備その他文部科学省令で定める事項を，密封された放射性同位元素を使用する場合にあっては密封された放射性同作元素の種類及び数量，使用の場所及びに貯蔵施設の位置，構造，設備及び貯蔵能力その他文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）

第十九条第五項

前項に定めるもののほか，表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は，許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十四条

許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。），届出販売業者，届出賃貸業者及び許可廃棄業者は，文部科学省令で定めるところにより，放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し，使用施設，廃棄物詰替施設，貯蔵施設，廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

（事故届）

第三十二条

許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。）は，その所持する放射性同位元素について盗取，所在不明その他の事故が生じたときは，遅滞なく，その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第三十三条

許可届出使用者等は，その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置に関し，地震，火災その他の災害が起こったことにより，放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては，直ちに，文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあっては，文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。）で定めるところにより，応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は，直ちに，その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　許可届出使用者等は，第一項の事態が生じた場合においては，文部科学省令で定めるところにより，遅滞なく，その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあっては，文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4　文部科学大臣は，第一項の場合において，放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは，同項に規定する者に対し，放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の所在場所の変更，放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

主たる管轄官庁　文部科学省（http://www.mext.go.jp/）

関連法令等

○文部科学省告示第七十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）附則第同条第二項の規定に基づき，表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器の認証条件を定める告示を次のように定める。

平成十七年六月一日

文部科学大臣中山成彬

表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器の認証条件を定める告示

（使用の条件）

第一条

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定により表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器（以下「みなし表示付認証機器」という。）についての使用に係る認証条件は，次に掲げるものとする。

一　同一の者が，年間二千時間を超えてガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（以下「ディテクタ」という。）から五十センチメートル以内に接近しないこと。

二　ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取りはずさないこと（ディテクタを交換する場合を除く。）

三　ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。

四　ディテクタ及びキャリアガス（試料成分を展開溶出するガスをいう。以下本条において同じ。）の温度が三百五十度を超えないこと。

五　キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと。

六　ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。

（保管の条件）

第二条

みなし表示付認証機器についての保管に係る認証条件は，ガスクロマトグラフを設置する部屋に施錠することその他のディテクタをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じて保管することとする。

（運搬の条件）

第三条

みなし表示付認証機器についての運搬に係る認証条件は，ディテクタを運搬する場合は，開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「**Radioactive**」の表示を有している容器を用いることとする。

附則

1　この告示は，公布の日から施行する。

2　ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに係る放射線障害の防止に関する技術上の基準等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第九号）は，廃止する

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）

附則（抜粋）

第四条　この法律の施行前に旧法第三条のこ第一項の規定によりされた同項の表示付放射性同位元素装備機器に係る届出は，新法第三条の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

２　前項の場合において，旧法第三条のこ第一項の表示付放射性同位元素装備機器は，新法第十二条の五第二項の表示付認証機器とみなす。この場合において，当該機器についての新法第十二条の六の認証条件は，文部科学大臣が定める。

旧法からの変更点

1) 届出について

以下の事項を変更したときには，変更の日から 30 日以内に「表示付認証機器使用変更届」（様式第四）を文部科学大臣に提出していただく必要があります。

一　氏名又は名称及び住所（法人の場合は，その代表者の氏名）
二　設計認証番号及び台数
三　使用の目的及び方法

すべての使用を廃止するときには、あらかじめ廃止措置計画を定め、遅滞なく「表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画」（様式第三十七）を文部科学大臣に提出していただく必要があります。
措置が終了したときには遅滞なく「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（様式第三十六）に「廃止のためにセルを当社に譲り渡したことを証明する書面（当社発行の RI 受領書）」の写しを添えて提出していただく必要があります。
※法律などの条文において「遅滞なく」とは「正当なまたは合理的な理由がない限り、すぐに行う義務がある」ということを意味します。
（届出の際は旧法の表示付 ECD の設計認証の番号がみなし表示付認証機器の認証番号となります。）

2) 表示の有効期間について

表示付認証機器については，告示等で表示の有効期間が定められておりません。

しかしながら当社では**表示付 ECD の有効期間を 5 年としており，みなし表示付認証機器の有効期間は既に過ぎています。速やかに廃棄または表示付認証機器への移行を当社まで依頼していただきますようお願いします。**

3) 文部科学省への報告について

毎年 6 月 30 日までに提出が必要であった前年度分の放射線管理状況報告書について，表示付認証機器のみの使用では不要となりました。

上記記載以外の取扱に関する項目は旧法の表示付 ECD に準じます。
例：輸送の際は L 型輸送物としての取扱となります。
災害等が発生したことなどにより放射線障害のおそれがある場合や，盗難等による所在不明が起こった場合には法令に従った措置・届出が必要です。

取扱上の注意

1. 一般 ECD との区別ができなくなるおそれがありますので，機構確認の番号を刻印したタグやラベル等を取りはずさないでください。なお，部屋の出入口標識「表示付放射性同位元素装備機器使用室」は取りはずしてもらって結構です。
2. 改正法では,「表示付認証機器を廃棄しようとする者は許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。」と定められています。一般廃棄物または産業廃棄物としての廃棄はできませんので，廃棄の際は下記当社営業担当までご連絡ください。
3. そのほか，ご使用の際は取扱説明書をよくお読みいただきますようお願いいたします。
4. 設計認証に関する最新の事項については「文部科学省　原子力・放射線の安全確保ホームページ」（**http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/index.html**）も併せてご参照ください。

株式会社 島津製作所　分析計測事業部業務グループ　〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1

東京支社 101-8448 東京都千代田区神田錦町1丁目3 (03)3219-(官公庁担当) 5631・(大学担当) 5616・(会社担当) 5685
関西支社 530-0012 大阪市北区芝田1丁目1-4 阪急ターミナルビル14階 (06)6373-(官公庁・大学担当) 6541・(会社担当) 6556
札幌支店 060-0807 札幌市北区北七条西2丁目8-1 札幌北ビル9階 (011)700-(分析計測営業課・総務)6605・(医用機器営業課)6602
東北支店 980-0021 仙台市青葉区中央2丁目9-27 プライムスクエア広瀬通12階 (022)221-6231
郡山営業所 963-8877 郡山市堂前町6-7 郡山フコク生命ビル2階 (024)939-3790
つくば支店 305-0031 つくば市吾妻3丁目17-1 (029)851-(官公庁・大学担当) 8511・(会社担当) 8515
北関東支店 330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1丁目41 明治安田生命大宮吉敷町ビル8階 (048)646-(官公庁・大学担当) 0095・(会社担当) 0081
横浜支店 220-0004 横浜市西区北幸2丁目8-29 東武横浜第3ビル7階 (045)312-(官公庁・大学担当) 4421・(会社担当) 311-4615
静岡支店 422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目1-1 伊伝静岡駅南ビル2階 (054)285-0124
名古屋支店 450-0001 名古屋市中村区那古野1丁目47-1 名古屋国際センタービル19階 (052)565-(官公庁・大学担当) 7521・(会社担当) 7531
京都支店 604-8445 京都市中京区西ノ京徳大寺1 (075)823-(官公庁・大学担当) 1604・(会社担当) 1603
神戸支店 650-0033 神戸市中央区江戸町93栄光ビル9階 (078)331-9665
岡山営業所 700-0826 岡山市北区磨屋町3番10号 住友生命岡山ニューシティビル6階 (086)221-2511
四国支店 760-0017 高松市番町1丁目6番1号 住友生命高松ビル9階 (087)823-6623
広島支店 730-0036 広島市中区袋町4-25 明治安田生命広島ビル15階 (082)248-4312
九州支店 812-0039 福岡市博多区冷泉町4-20 島津博多ビル4階 (092)283-(官公庁・大学担当) 3332・(会社担当) 3334

作成 2005/06/01
更新 2012/04/01